

低圧電力の契約方法についてご説明いたします

低圧電力の契約方法には以下の2通りあります(10kw契約を基準で比較いたします)

※比較できるものではありませんが分かりやすくするために・・・

①負荷設備契約(機器の容量を合算した契約方法です)

例) 電動機1.5kw x 6台で10kw契約になります。

東京電力計算式

	機器容量	換算容量	入力値	順位
電動機①	1.5kw	125%	1.875	①
電動機②	1.5kw	125%	1.875	②
電動機③	1.5kw	125%	1.875	③
電動機④	1.5kw	125%	1.875	④
電動機⑤	1.5kw	125%	1.875	
電動機⑥	1.5kw	125%	1.875	
合計	9kw		(エアコン 100%) (溶接機 70%)	

単純合算

圧縮

さらに圧縮

大きい順	圧縮	最初の6kw(100%)	6.00
最初の2台まで	1.875	次の14kw(90%)	4.22
100%	1.875	次の30kw(80%)	
次の2台まで	1.781	50kw超(70%)	
95%	1.781	契約容量	10kw
その他	1.688		
90%	1.688		
合計	10.69		

負荷設備契約容量10kwの場合主幹ブレーカーは75A(相当)になります。(電気内線規定より)

(長所) 余裕があるので機械の増設に対応可能です。(注)

(短所) 東京電力の検査が厳しいです。

機器の稼働率が低い場合、基本料金が大きいです。

②主開閉器契約(ブレーカーサイズでの契約方法です)

主開閉器契約容量=ブレーカー容量 X 200V X $\sqrt{3}$ X 100%

主開閉器契約の場合、主幹ブレーカー30Aで10kw契約になります。

例えば主幹ブレーカーを30Aとして、何台の機器が設置できるかといいますと

例) 電動機1.5kw x 3台、合計容量4.5kw相当です。(電気内線規定より)

※実際主開閉器契約の場合は、ブレーカーでの契約なので機器の台数は何台でも構いません。

(長所) 機器の容量、台数は関係ないです。東京電力の検査もゆるいです。

(短所) 負荷設備契約と比べると、容量の割に基本料金は割高です。

このように主開閉器契約の場合、負荷設備契約と契約容量を同等として比較すると基本料金は同等ですが、機器の容量は9kw→4.5kwと半分、ブレーカーサイズも75A→30Aと半分以下に抑えられた契約になります。

お客さまの使い方(使用頻度)で使い分けをする為に2通りの契約方法があります。近年の機器はインバーターで制御されているため、始動電流が抑えられ、それほど電力を消費していないケースが多いです。負荷設備契約のお客さまは主開閉器契約に変更の方が基本料金を抑えられる可能性が大きいです。

☆低圧高負荷契約(電灯、動力を合算した契約方法です)

この契約方法は従来の契約の、電灯と電力の基本料金及び電力使用量を合算した契約になります。

(長所) 電気使用量に対する基本単価が安く、電力使用量が多いとほど割引率も大きいです。

(短所) 基本料金単価が高く、電力使用量が低いと逆に割高になります。(要:試算)

この契約を上手に利用する方法

基本料金単価が高い為、まず基本料金を削減します。その後に低圧高負荷契約に変更すると電力使用量に対する基本単価が従来よりも安い為、ただ高負荷契約に変更しただけよりも割安になります。すでに基本料金はそのまま低圧高負荷契約に変更された場合もご相談ください。

(30kw未満でもお任せ下さい・・・まずは試算から・・・)